

企画提案仕様書

1 委託事業名

令和7年度工芸原材料確保に向けた産地支援委託業務

2 事業目的

伝統工芸品の原材料は、伝統的に使用されてきた天然の原材料が主として用いられているが、従事者の高齢化や後継者不足等による生産量の不足や品質の不安定化、関係者間のネットワーク構築、情報共有・意見交換などが課題となっている。

特に、宮古上布・八重山上布の原材料である手績み苧麻糸については、績み手の高齢化により、手績み苧麻糸の不足が続いている。原材料不足は、上布の安定的な生産に影響を及ぼし、原材料確保に向けた取組が適切に行われないと、伝統工芸の維持はますます困難な状況となる。

そこで、本事業では、本県伝統工芸産地事業協同組合（石垣市織物事業協同組合）を対象に、ハンズオン支援により、原材料の課題の明確化に向けた専門家の活用や補助金申請書（案）の作成支援等を実施し、伝統的工芸品産業支援補助金（以下、「伝産補助金」という）の活用促進するとともに原材料の安定的な供給体制の構築を図ることを目的とする。

3 委託期間

契約締結の日から令和8年2月13日まで

4 委託内容

（1）苧麻栽培に関する課題の整理と明確化

「令和6年度工芸原材料供給強化・支援事業委託業務」の内容を踏まえ、石垣市織物事業協同組合へヒアリングを実施すること。

また、ヒアリングを通じて、苧麻栽培に関する課題を整理し、伝産補助金活用の方向性を明確化すること。

（2）専門家の活用

（1）の補助金活用の方向性を明確化のため、課題（肥培管理、土壌づくり等）に応じた専門家を活用し下記の内容を実施すること。また、専門家の活用に関する、各種調整及び申請手続きを行うこと。

ア 専門家による実施内容

（ア）組合の圃場等を確認のうえ、組合との取組内容及びスケジュール等の調整 1回（7月）

（イ）（ア）を踏まえた専門家による取組案の作成・報告

（ウ）組合の圃場等の苧麻現地調査（苧麻の状態確認、各種助言等）

（9月・11月を目途に苧麻の状況にあわせて2回以上実施すること。）

(3) 伝産補助金申請書（案）の作成支援

伝産補助金（原材料確保対策事業）の申請を見据え、石垣市織物事業協同組合へのヒアリングを通じて補助金活用の方向性を確認しながら申請書（案）一式の作成支援を行うこと。

また、当事業で支援を行うにあたり、伝産補助金に関する補助対象や申請書の記載内容などの情報収集を行い、補助金の内容を正確に把握・整理したうえで作成支援を実施すること。

(4) 石垣市織物事業協同組合への肥培管理等勉強会の開催

専門家を活用して実施した芋麻栽培に関する助言及び課題への対応策等について整理・分析を行い、勉強会用の資料としてまとめ、石垣市織物事業協同組合に対し、勉強会を1回開催すること。

また、勉強会の開催の際は、4（2）を実施した専門家を出席させること。

(5) 事業の活動・成果目標について

活動指標及び成果目標については、以下のとおりとし、達成に向けて創意工夫を凝らすこと。また事業実施により得られた効果の検証を測り、検証結果を実績報告書に記載すること。

① 活動指標

ア 専門家の派遣

○活動指標

専門家を活用した現地での助言実施回数

○目標値

3回以上

イ 石垣市織物事業協同組合への申請書（案）調整回数

○活動指標

申請書（案）を作成し、組合へ内容・方向性の確認を行う回数

○目標値

3回以上

② 成果指標

ア 伝産補助金の活用促進に関する取組

○成果指標

伝産補助金申請書類作成支援の実施

○目標値

1件（伝産補助金の申請書（案）一式納品）

(6) その他、本事業に関する業務

上記以外に本事業と関連し、効果的と思われる業務を企画提案することができる。

5 再委託について

(1) 一括再委託の禁止

契約の全部の履行を一括又は分割して第三者に委任し、又は請負わせることができない。

(2) 契約の主たる部分

契約書第6条の第2項の規定に基づく「契約の主たる部分」は以下のとおりとする。

- ① 契約額の50%以上を超える業務
- ② 企画判断、管理運営、指導監督、確認検査などの統括的かつ根幹的な業務

契約の主たる部分についてはその履行を第三者に委任し、又は請負わせることができない。ただし、これにより難い特別な事情があるものとしてあらかじめ県が書面で認める場合は、これと異なる取扱いをすることがある。

(3) 再委託の相手方の制限

本契約の企画提案参加者であった者に契約の履行を委任し、又は請負わせることはできない。また、指名停止措置を受けている者、暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者に契約の履行を委任し、又は請負わせることはできない。

(4) 再委託の範囲

本委託契約の履行に当たり、委託先が第三者に委任し、又は請負わせることのできる業務等の範囲は以下のとおりとする。

- ① 4(2) 専門家の活用に関する業務
- ② 県と事前協議の上、再委託が必要と認められるもの。

(5) 再委託の承認

契約の一部を第三者に委任し、又は請負わせようとするときは、あらかじめ書面による県の承認を得なければならない。

(6) 契約書第6条第4項の規定に基づく簡易な業務は以下のとおりとする。

- ① 資料の収集、整理
- ② 資料の複写、印刷、製本
- ③ 原稿・データの入力及び集計

6 成果物の提出

下記のとおり成果物を提出すること。

1. 事業実施報告書（4(2) 専門家の活用の内容も含めること。）

- ・提出形式：A4横、
- ・部数：紙1部、データ1件

2. 【概要版】事業実施報告書

- ・提出形式：A4横1枚、
- ・部数：紙1部、データ1件

納期 令和8年2月13日（金）

提出先 沖縄県商工労働部ものづくり振興課

7 その他

- (1) 成果報告書等、県に提出する印刷物等については、著作権及び所有権は沖縄県に帰属する。ただし、本委託業務にあたり第三者の著作権等その他の権利に抵触するものについては、受託者の責任と費用をもって処理する。
- (2) この仕様書に定めない事項及び疑義が生じた場合は、受託者と委託者の双方が協議して定める。